小笠原諸島振興開発基本方針(R6.5.8策定)の概要 (1/2)

小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

振興開発の意義

- 小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保し、海洋資源の開発や海上交通の要衝として世界的にも重要な地域。
- 住民が定住していることにより、排他的経済水域の保全、海上交通の安全確保、自然環境の保全・再生や文化の継承などの役割を果たしている。
- → 小笠原諸島の振興開発により、自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに移住・定住の促進を図ることが重要

振興開発の方向

(1)生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進

- ◆ 高齢化の進展も踏まえた保健・医療や福祉の充実、若い世代の移住・定住の促進に向けた住宅確保、妊産婦への支援、学校施設等の計画的な老朽化対策を行う。
- ◆ 災害時における住民や観光客の孤立防止に必要な避難路等の防災施設の整備を含めた社会資本の整備及び維持管理を進める。
- ◆ 伝統的な基幹産業である農業や漁業、現在の主要産業であり裾野の広い観光産業を軸に、小笠原諸島の強みや地域資源を活かした産業振興を図り、移住希望者の雇用機会を確保する。

(2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備

- ◆ 「おがさわら丸」、「ははじま丸」の安定的な運航を確保するため港湾施設の整備に計画的かつ継続的に取り組み、あわせて、道路等の整備による島内交通の利便性の向上を図る。
- ◆ 航空路の開設に関しては、災害や傷病等の緊急時の安全・安心を確保し、住民生活の安定を図るためにも、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、必要な取組を進める。

(3)自然環境の保全・再生

- ◆ 世界自然遺産に登録された貴重な自然環境を保全・再生及び継承し、生物多様性の増進に資するため、外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進める。
- ◆ 特に、父島・母島において、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実に取り組むなど、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図る。
- ◆ 世界自然遺産としての知名度を活かし、小笠原諸島における自然との調和・共生の取組を内外に発信する。
- 諸施策の実施にあたっては、他地域との交流や島外からの投資が、地域と共生し、真に小笠原諸島の活力につながるものとなるよう留意する。

小笠原諸島振興開発基本方針(R6.5.8策定)の概要 (2/2)

小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項

1 土地利用

◆ 住宅不足の要因である住宅用地の不足を踏まえた土地利用計画の見直し及び地籍調査の推進等

2 交通通信の確保

- ◆ 港湾施設の整備、道路等の整備、代替船の確保に向けた必要な調整、航空路の開設に向けた関係機関の連携等
- ◆ 光海底ケーブルの適切な維持・管理、遠隔医療・遠隔教育等へ のデジタル技術の活用等
- ◆物資輸送に関する船舶運賃や流通コスト等の軽減

3 産業の振興開発

- ◆ 農作物の安定的な生産・ブランド化による高付加価値化
- ◆ 漁獲物の販路・流通経路の改善や技術開発による高付加価値化
- ◆ 災害に強い農林水産基盤の整備

<u>4 就業の促進</u>

◆ 新規就農者に対する自立支援、新規漁業就労者の確保・育成等

5 住宅及び生活環境の整備

◆ 公共施設の老朽化対策、将来必要な住宅需要を勘案した住宅 確保の推進及び審議会への報告等

6 保健衛生の向上

◆ 保健・医療、福祉の連携による総合的な健康づくりの促進

7 福祉の増進

◆ 介護サービスの充実、高齢者の社会参加や健康づくりの促進、 児童福祉の充実、障害福祉サービスの提供等

8 医療の確保等

- ◆ 医療・福祉複合施設を活用した医療の確保、遠隔医療等のDXの推進
- ◆ 村内で出産ができない状況を踏まえた妊産婦の医療の確保

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

◆ 希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、外来種の防除、世界自然遺産・国立公園の適正な管理等の推進等

10 エネルギーの供給

◆ 地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの利用、石油製品の安定的かつ低廉な供給等

11 防災及び国土保全に係る施設の整備

◆ 避難路や港湾施設等の防災施設の整備、学校等の公共施設の 防災機能強化、防災教育・訓練の充実、災害時の食料の備蓄等

12 教育及び文化の振興

- ◆ 公立学校施設の整備・充実、ICTを活用した遠隔教育の推進等
- ◆ 文化財の保護、独自の文化・歴史の伝承

13 観光の開発

◆ 旅行者としての意識と行動を促すレスポンシブルツーリズムの 推進、魅力的な観光メニューの開発等の観光消費の促進等

14 国内及び国外の地域との交流の促進

- ◆ 教育旅行やワーケーションの受入れ、親善交流活動の促進等
- 15 小笠原諸島への移住の促進
- ◆ 住宅の確保、医療・介護・教育等の生活環境整備の推進

16 人材の確保及び育成

◆ 自然ガイドや産業振興等に取り組む人材の確保・育成

17 関係者間における連携及び協力の確保

◆ 多様な関係者が連携及び協力できる環境の整備

18 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

◆ 旧島民の受入環境整備、一時帰島の機会の充実

小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

◆ 東京都は、小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価する等のフォローアップを行う。